

広島市告示（東区）第36号

令和7年4月24日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年4月24日から同年5月8日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	変 更 区 間	旧新 別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東2区 205号線	東区戸坂くるめ木一丁目 甲2番地8 地先から	旧	メートル 3.70 ～ 5.90	メートル 70.90
		東区牛田新町四丁目 1番地6 地先まで	新	メートル 3.70 ～ 10.40	メートル 70.90